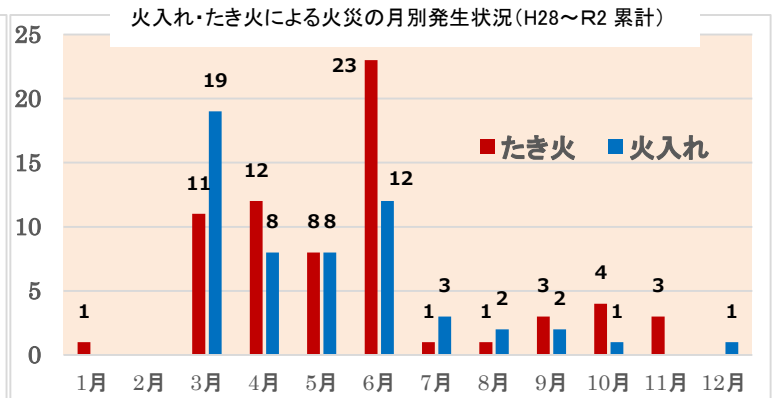
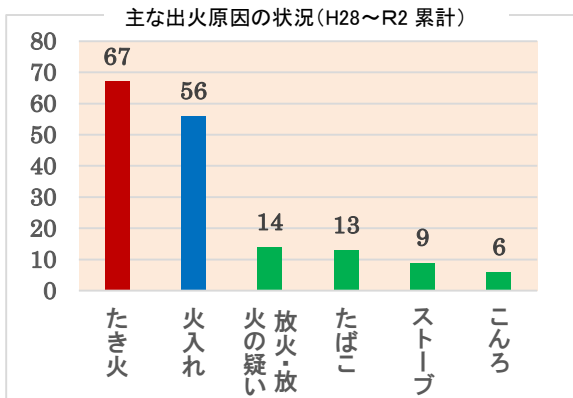


目を離さずに最後まで

～ 火入れ・たき火による火災に注意！ ～



※**火入れ・たき火を行う前に、必ず最寄りの消防署・分署へ届出しましょう！**

※この届出の目的は、火入れ・たき火が行われることを消防署があらかじめ知っておく必要があること。また、消火準備等が行われているか等を確認する必要があるためです。

※届出の方法は、裏面の届出書を提出するか、又は電話連絡してください。

※ごみ・廃棄物等の野外焼却は、法律により一部の例外を除き禁止されています。

例外とされる行為

- 1 法令に基づく焼却：伝染病家畜、松くい虫被害伐木等の焼却
- 2 国、地方公共団体の施設管理のための焼却：河川管理者の伐採草木等の焼却
- 3 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却：凍霜害防止の稲わら等の焼却
- 4 風俗慣習上または宗教上の行事のための焼却：火祭り、どんと焼き等
- 5 農林漁業のためのやむを得ない焼却：稲わら、枝条等の焼却
- 6 たき火その他の日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微な焼却

注] これらの場合であっても、県条例により、家庭ゴミ、廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却は一切禁止されています。



始める前に確認・準備すること

- (1) 周囲に燃えやすいものがない場所で行う。
- (2) 乾燥注意報等が出ているときや風の強い日は控える。
- (3) 水バケツ、じょうろ、水道ホース等の消火準備をする。



行っているときに注意すること

- (1) 火を消すまでその場を絶対に離れない。
- (2) 一度に広範囲を燃やさず、少しずつ分けて行う。
- (3) 衣服への着火や火傷に十分注意する。ナイロン製のヤッケなどで実施しない。



終わった後に確認すること

- (1) 必ず、消えたか確認する。
- (2) 周囲に飛び火していないか確認する。

問合せ先	水沢消防署	0197-24-7211	前沢分署	0197-56-3820	金ヶ崎分署	0197-44-2442
	胆沢分署	0197-46-2441	衣川分署	0197-52-3226	江刺消防署	0197-35-8119
	東分遣所	0197-36-2119				

火災とまぎらわしい煙又は火炎
届出書
を發するおそれのある行為の

消防長 殿		年 月 日	
	届出者 住所	(電話	番)
	氏 名		㊟
発 生 予 定 日 時	自 至		
発 生 場 所			
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量			
目 的			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

※届出は、最寄りの消防署へ持参するか、FAXで送信ください。

FAX番号

水沢消防署 0197-23-6009	胆沢分署 0197-46-2921
前沢分署 0197-56-6748	衣川分署 0197-52-3505
金ヶ崎分署 0197-44-3688	江刺消防署 0197-35-4317
東分遣所 0197-36-2118	